

他社営業秘密の侵害リスクと技術情報視点からの営業秘密の三要件2025 [On Line]

近年、情報のデジタル化や雇用の流動化に伴い、営業秘密の不正流出が顕在化し、これに関する刑事事件が増加しています。このような営業秘密の不正流出の目的のひとつに、転職者が前職企業の営業秘密を転職先で使用等することがあります。転職者が前職企業の営業秘密を自社で使用すると、それは自社による他社営業秘密の侵害となる可能性があります。自社への転職者が前職企業の営業秘密を不正に持ち込んで使用等した結果、自社が他社営業秘密を侵害したとして民事的責任や刑事的責任を問われる事例が実際に生じています。このため、自社の従業員が営業秘密を不正に持ち出すこと防止するだけでなく、自社への転職者が前職企業の営業秘密を不正に持ち込み、それを不正使用（侵害）することを防止する必要があります。

また、そもそも営業秘密とは何であるかの理解は、営業秘密の不正流出や侵害を防ぐだけでなく、技術情報の特許化又は秘匿化を行うために重要となります。このため、主に技術情報の視点から営業秘密の三要件である秘密管理性、有用性、非公知性を裁判例に基づいて解説します。

【プログラム（案）】

1. 営業秘密の現状
2. 不競法としての営業秘密の基礎
3. 他社営業秘密の侵害リスク
 - 3-1. 転職に伴う営業秘密の流入事件
 - 3-2. 他社営業秘密の侵害防止対策
4. 営業秘密の3要件（技術情報の視点から）
 - 4-1. 秘密管理性
 - 4-2. 営業秘密性の判断における「優れた効果」
 - 4-3. 非公知性とリバースエンジニアリング



【開催概要】

開催日

令和7年8月29日（金） 13時30分～16時30分

開催方式

※Zoomを利用したオンライン形式で開催します。参加者の顔出しはせず、チャット機能を活用し、講師への質問を受け付けます。
事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

※オンラインセミナー終了後、1ヶ月間（10/1まで）オンデマンド配信（有料）を行います。
開催当日ご都合が悪い方は、オンデマンド配信をご利用ください。

講師

石本 貴幸 氏（K S I パートナース法律特許事務所 弁理士）

受講料

会員8,800円 他県会員9,900円 一般14,300円（消費税込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

④(1)開催前3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2)受講料請求書は、講座開催日の7日前頃に郵送いたします。受講料はセミナー開催月の翌々月までにお支払ください。

申込みフォーム



※左の二次元コードを読み取るか、下のURLから受講申込みフォームに入り、お申し込み下さい。

<http://jiiiosaka.jp/BforthForm/?id=3>

問い合わせ先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>)
電話 06-4792-7621 kensyu@jiiiosaka.or.jp